

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公表番号】特表2019-509128(P2019-509128A)

【公表日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-549195(P2018-549195)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 A

A 6 1 M 16/00 3 0 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月6日(2020.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1ストラップおよび第2ストラップを接続し、前記ストラップの各々がテキスタイルケーシング内に単体プラスチックコアを備える、ストラップコネクターセンブリであって、

前記第1ストラップの端部に配置された第1コネクタ部と、

前記第2ストラップの端部の間に配置された第2コネクタ部であって、前記第2ストラップの前記テキスタイルケーシングを通じて突出する前記単体プラスチックコアの突起を備え、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの接続を容易にするように前記第1コネクタ部と整列するように構成されている第2コネクタ部と、
を備えるストラップコネクターセンブリ。

【請求項2】

前記第1コネクタ部の厚さが、前記第2コネクタ部の厚さに等しい、請求項1に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項3】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの接続を容易にするように位置合せされているとき、それらの間に配置された隙間を有するように構成されている、請求項1に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項4】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの接続を容易にするように位置合せされているとき、それらの間に配置された隙間を有するように構成されている、請求項2に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項5】

前記第1コネクタ部に配置された位置合せ凹部であって、成形金型の内面に配置された突起と係合して、前記成形金型に対して前記第1コネクタ部の位置を維持するように構成されている位置合せ凹部をさらに備える、請求項1に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項6】

前記第1コネクタ部に配置された位置合せ凹部であって、成形金型の内面に配置された突起と係合して、前記成形金型に対して前記第1コネクタ部の位置を維持するように構成されている位置合せ凹部をさらに備える、請求項2に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項7】

前記第1コネクタ部に配置された位置合せ凹部であって、成形金型の内面に配置された突起と係合して、前記成形金型に対して前記第1コネクタ部の位置を維持するように構成されている位置合せ凹部をさらに備える、請求項3に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項8】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部の上にオーバーモールドされるオーバーモールド継手をさらに備える、請求項1に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項9】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部の上にオーバーモールドされるオーバーモールド継手をさらに備える、請求項2に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項10】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部の上にオーバーモールドされるオーバーモールド継手をさらに備える、請求項3に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項11】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部の上にオーバーモールドされるオーバーモールド継手をさらに備える、請求項4に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項12】

前記オーバーモールド継手の厚さが、前記第1コネクタ部の厚さおよび前記第2コネクタ部の厚さに等しい、請求項8に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項13】

前記オーバーモールド継手の厚さが、前記第1コネクタ部の厚さおよび前記第2コネクタ部の厚さに等しい、請求項9に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項14】

前記オーバーモールド継手の厚さが、前記第1コネクタ部の厚さおよび前記第2コネクタ部の厚さに等しい、請求項10に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項15】

前記オーバーモールド継手の厚さが、前記第1コネクタ部の厚さおよび前記第2コネクタ部の厚さに等しい、請求項11に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項16】

前記オーバーモールド継手が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの前記テキスタイルケーシングと接触する、請求項8に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項17】

前記オーバーモールド継手が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの前記テキスタイルケーシングと接触する、請求項9に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項18】

前記オーバーモールド継手が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの前記テキスタイルケーシングと接触する、請求項10に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項19】

前記オーバーモールド継手が、前記第1ストラップおよび前記第2ストラップの前記テキスタイルケーシングと接触する、請求項11に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項20】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部が、互いに相互嵌合するような形状である、請求項1に記載のストラップコネクタアセンブリ。

【請求項21】

前記第1コネクタ部が、前記テキスタイルケーシングを越える前記単体プラスチックコ

アの延長部を備える、請求項1に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項 2 2】

前記第1コネクタ部が、前記テキスタイルケーシングの端部を越えて延在する、請求項2 1に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項 2 3】

前記第1コネクタ部および前記第2コネクタ部が、それぞれオスコネクタ部およびメスコネクタ部である、請求項1～2 2のいずれか一項に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項 2 4】

前記第1コネクタ部および／または前記第2コネクタ部の各々がタブを備える、請求項1～2 2のいずれか一項に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項 2 5】

前記第1コネクタ部および／または前記第2コネクタ部が、それぞれの第1ストラップおよび第2ストラップの前記単体プラスチックコアの幅に等しい幅を有する、請求項1～2 2のいずれか一項に記載のストラップコネクターセンブリ。

【請求項 2 6】

前記第1コネクタ部および／または前記第2コネクタ部が、それぞれの第1ストラップおよび第2ストラップの前記単体プラスチックコアの幅に等しい幅を有する、請求項2 4に記載のストラップコネクターセンブリ。